⑶　Subject matter of the contract : Disaster restoration improvement work of the quay (−10m) (Gokuden No. 1) in the South district, Port of Kanazawa
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　27 August 2025
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　6 October 2025 (tenders brought or submitted by mail : 12 : 00　6 October 2025)
⑹　Contact point for tender documentation : OBATA Makoto Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1−1−1, Misakicho, Chuo-ku, Niigata-City　950−8801,　TEL　025−370−6650

表−１

入札説明書及び特記仕様書の配布期間　令和７年８月６日から令和７年10月６日まで

申請書及び資料の提出期間　令和７年８月７日から令和７年８月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から16時00分、並びに令和７年８月27日の９時00分から12時00分まで。

入札書の受領期限

①　電子入札システムによる入札締切は、令和７年10月６日12時00分

②　紙により持参の場合には、令和７年10月６日（月）12時00分までに、４⑴の担当部局に持参すること。

③　郵便による場合には、令和７年10月６日（月）12時00分までに、４⑴の担当部局に必着のこと。

開札の日時　令和７年10月９日９時30分

入札保証金の納付等に係る書類の提出期限　令和７年９月16日から令和７年10月６日まで（利付国債の提供の場合は令和７年９月18日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和７年８月６日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局副局長　神谷　昌文

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　七尾港（矢田新地区）矢田新岸壁（−9.0m）（第二東）（災害復旧）改良外２件工事

⑶　工事場所　七尾港（矢田新地区）

⑷　工事内容　本工事は、七尾港（矢田新地区）矢田新岸壁（−9.0m）（第二東）の構造物撤去工、本体工、裏込・裏埋工、上部工、舗装工、付属工、防食工、矢田新さん橋（−5.5m）（第一東）の構造物撤去工、基礎工、被覆工、仮設工及び臨港道路（第６号線）の構造物撤去工、排水構造物工、舗装工、区画線工を施工するものである。

⑸　工期　令和８年３月27日まで

⑹　本工事は、入札説明書等について、インターネットを介して配付を行う試行工事である。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。

⑽　本工事は、本工事の競争参加資格申請書及び資料の提出者（以下、申請者という。）に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑾　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⒀　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。

⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。

⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒃　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者という。）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。

なお、技術指導者の配置については、申請者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が２競争参加資格に定める同種工事（全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒅　本工事は、「主任（監理）技術者等未経験の技術者の配置」「快適な職場環境の整備」及び「担い手育成活動の実施」について評価する工事である。

⒆　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒇　本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。

(21)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(22)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(23)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ（https://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/kekka/koujisekkeisyo/）にて公表する。

(24)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(25)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

(26)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

(27)　本工事は、カーボンニュートラル社会の実現を目指し、港湾工事（海岸工事含む）に従事する作業船（グラブ浚渫船［ディーゼル式］、起重機船［ディーゼル式］（自航船は除く））に対して、二酸化炭素排出量の少ない次世代燃料を使用することによるCO_2排出量の削減効果を検証することを目的とした作業船への次世代燃料導入効果検証試行工事の対象工事（受注者希望型）である。